令和８年度

下水道用機械・電気設備主要機器製作企業

選定申請書作成要領

令和８年１０月

大阪市建設局

1　申請を受け付ける下水道用機械・電気設備主要機器の種目

機械設備主要機器の種類

NO.	主　要　機　器　の　種　類
Ｍ－１	汚水及び雨水用ポンプ（口径350㎜φ以上の横軸渦巻･横軸斜流･立軸渦巻･立軸斜流）
Ｍ－２	汚水及び雨水用着脱式水中ポンプ（口径150㎜φ以上）
Ｍ－３	ターボブロワ（鋳鉄製多段形）
Ｍ－４	鋳鉄製ゲート（ゲート面積0.1m^2以上）
Ｍ－５	機械スクリーン（チェーン式）
Ｍ－６	鋼板製ゲート（ゲート面積0.4m^2以上）
Ｍ－７	沈殿池及び沈澄池用汚泥かき寄せ機（フライト付チェーンコンベヤ式）
Ｍ－８	汚泥濃縮槽用汚泥かき寄せ機（中央駆動回転式）
Ｍ－９	汚泥遠心脱水機（30m^3/時以上）
Ｍ－10	活性炭吸着式脱臭塔（20m^3/分以上）
Ｍ－11	生物脱臭式脱臭塔（100m^3/分以上）

電気設備主要機器の種類

NO.	主　要　機　器　の　種　類　　（定義参照）
Ｅ－１	特高受配電盤　　注１
Ｅ－２	高圧受配電盤　　注２
Ｅ－３	小規模高圧受配電盤
Ｅ－４	制御盤　　注３
Ｅ－５	小規模制御盤(低圧受配電盤を含む)
Ｅ－６	ディスプレイ式監視制御装置

定義

Ｅ－１　特高受配電盤とは、下記の何れかに該当する特高圧配電盤をいう。
(1)　電気事業者から特別高圧で受電する配電盤
(2)　特別高圧で母線が接続される配電盤

Ｅ－２　高圧受配電盤とは、下記の何れかに該当する高圧配電盤をいう。
(1)　複数の受電・送電・変電系統が母線で接続される高圧配電盤
（例：2回線以上の受変電設備の高圧配電盤 等）
(2)　自家発電と系統連係又は自動電源切替を行う高圧配電盤
（例：電力会社受電系統側と高圧発電機による発電電源系統側と連携する高圧配電盤 等）
(3)　高圧電動機、高圧発電機の負荷電流を開閉する高圧配電盤
(4)　上記(1)又は(2)の高圧配電盤で構成される受変電設備に母線で接続される高圧配電盤

Ｅ－３　小規模高圧受配電盤とは、下記の何れかに該当する高圧配電盤をいう。
(1)　１回線で受電し、配電対象物が変電設備のみの高圧配電盤
(2)　電力用コンデンサ等の電気機器を収納し、単体で設置される高圧配電盤

Ｅ－４　制御盤とは、下記の何れかに該当する制御盤をいう。
(1)　複数の関連機器の自動/連動回路を有し、関連設備一連の制御を掌る制御盤
（例：汚水ポンプ制御盤、雨水ポンプ制御盤、反応槽曝気用送風機制御盤、汚泥脱水機制御盤 等）
(2)　制御盤にｺﾝﾄﾛｰﾗ等を有し、ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ式監視制御装置と伝送で直接結合する制御盤
(3)　計装機器のプロセス値により、フィードバック制御を行う制御盤

Ｅ－５　小規模制御盤とは、下記の何れかに該当する制御盤をいう。
(1)　制御回路が手動又は単独のみの制御盤
(2)　ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ式監視制御設備又は他制御盤からの自動/連動指令で運転する機器の制御盤
(3)　自動/連動を含む制御が当該制御盤で完結する制御盤
(4)　制御回路にコントローラを使用するが、監視制御装置と伝送で直接結合しない制御盤

Ｅ－６　ディスプレイ式監視制御装置とは、次に該当する監視制御装置をいう。
下水処理場又はポンプ場における排水設備・水処理設備・汚泥処理設備の中央監視制御装置で、ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ装置・ｺﾝﾄﾛｰﾗ盤・ﾘﾓｰﾄ入出力盤・ﾌｧｲﾙｻｰﾊﾞ等で構成される装置をいう。

注１：特高受配電盤の製作企業に選定された企業は、高圧受配電盤及び小規模高圧受配電盤の製作企業にも選定されたものと見なす。
注２：高圧受配電盤の製作企業に選定された企業は、小規模高圧受配電盤の製作企業にも選定されたものと見なす。
注３：制御盤の製作企業に選定された企業は、小規模制御盤の製作企業にも選定されたものと見なす。

2　申請資格要件

(1) 機器の製作に十分な技術、経験、品質管理能力があり、当局の仕様（建設局工事請負共通仕様書）に適合する主要機器の設計・製作が可能であること。なお、自社で設計し､他企業で製作している場合は、品質管理面において技術的に関与していること。

(2) 申請する種目の機器は、平成27～令和6年度に国・地方公共団体及びその他公益法人の下水道施設（水道施設、河川施設、湛水防除施設その他類似施設を含む）への納入があり、2年以上の稼動実績があること。ただし、Ｍ－１０:活性炭吸着式脱臭塔、Ｍ－１１:生物脱臭式脱臭塔、Ｅ－１:特高受配電盤、Ｅ－２:高圧受配電盤及びＥ－３:小規模高圧受配電盤は、納入した施設の条件は問いません。

(3) 品質管理体制は、設計・製作部門から独立していること。また、機器の機能・性能確認検査は、日本国内で行えること。

(4) 申請機器の故障、事故等に対して、緊急かつ短時間に対応できるアフターサービス体制を有していること。

　Ｅ－１:特高受配電盤、Ｅ－２:高圧受配電盤並びにＥ－６:ディスプレイ式監視制御装置については、建設局が作成する業務委託共通仕様書　Ｖ各種業務委託共通仕様書　第４編下水道設備・河川設備 点検業務第3章電気設備点検（平成28年9月改定）　の各項目を、自社又は協力会社で実施できる体制を有していること。

(5) 上記資格要件を満たさない場合は、審査を行いません。

3　申請書の受付

(1) 申請書の受付日時　　令和8年10月1日から令和8年11月30日まで(土･日曜日、祝日を除く)
　　午前10時から正午、午後1時から午後4時30分

(2) 申請書の提出場所　　大阪市住之江区南港北2-1-10
　　ATCビルITM棟6階
　　大阪市建設局下水道部設備課

(3) 申請書の提出部数　　１部　及び　審査結果通知書用の110円切手を貼った定形郵便封筒

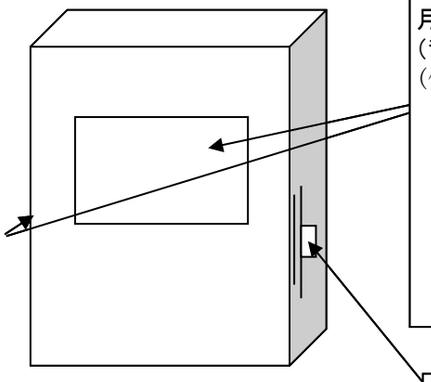
(4) 申請書は、事前に必ず担当に連絡をとり、申請書類一式を持参のうえ来庁してください。
　また、記載内容をよく説明のできる方が持参して下さい。

(5) 本作成要領についての問い合わせ先
　　大阪市建設局下水道部設備課
　　機械設備担当：駄田井 祐二（電話：06 - 6615 - 7888　FAX：06-6615-7690 ）
　　電気設備担当：前田 健至（電話　06 - 6615 - 7891　FAX：06-6615-7690 ）

4　申請書の作成要領

(1) 体裁
　　申請種類１件ごとにＡ４判ファイルに書類を綴じること。分冊しない。

(2) 表紙の体裁



申請年度、書類名、**申請種目№、申請種目主要機器種類名称、申請年月及び企業名を記入**
（背表紙にも記入する。）
(例)　令和●年度
　　下水道用機械・電気設備主要機器製作企業選定申請書

Ｍ－３　ターボブロワ

令和●年●月

●●●●㈱

見出しを必ずつけること
（見出しNO.を記入する。例：１　３－ア）
なお、該当しない項目に関しても、該当しない旨を記入の上、見出しは必ずつけること。

(3) 申請種目（見出NO.１）
・申請書(別紙－１)に申請者､申請を行う主要機器の種目、担当者連絡先を記載する。
　（例）主要機器の種目　･････　Ｍ－3　ターボブロワ（鋳鉄製多段形）
・主要機器申請書チェックリスト（別紙-２）
　＊提出の有無及び添付箇所を記入のこと。

(4) 申請種目の納入実績（見出NO.２）
◎納入実績を確認するため、次のとおり作成してください。
・平成27年度～令和6年度の各年度について、主な納入実績を、機器、名称、金額、形状・寸法
　材質等、数量、発注者、納入先、納入年月、元請/下請の区分を別表－１に記入する。
・申請種目が、１申請を受け付ける下水道用機械・電気設備主要機器の種目に該当し、かつ、自社製品等であることを証明する資料(図面、機器、設計計算書及び銘板の写真等) 及び受注書(契約書)の写しを添付する。なお、上記の期間に大阪市建設局に申請種目の主要機器納入の実績がある場合は、資料の提出に変えて、その工事設計書表紙の写しを提出する。

(5) 会社概要（見出NO.３）

◎　企業の概要、体制を確認するため、次のとおり作成してください。

ア　経歴

イ　資本金

ウ　営業(製作)品目

エ　本社所在地

オ　大阪市を担当する支社又は営業所在地

カ　会社組織図

なお、組織図については、申請種目の設計担当部署・製作担当部署・品質管理(検査)担当部署、並びに申請種目及び関連機器の製品開発担当部署(独立している場合)が記載されたものとする。

(6) 申請種目のアフターサービス体制（見出NO.４）

◎アフターサービス体制の有無、同体制の技術力を確認するため、次のとおり作成してください。

ア　技術者の拠点、人数と経歴（氏名、所属、勤続年数、資格等）

イ　部品及び材料の調達基地（工場、倉庫）所在地、担当者

ウ　緊急対応体制表（担当者、連絡先、故障・事故等の緊急時に対して、24時間以内の対応方法を記載）

エ　アフターサービスに協力会社がある場合は、協力会社名、業務範囲とその理由、協力会社との契約書等の写し、人数と経歴（氏名、所属、勤続年数、資格等）

(7) 申請種目の年間売上高（見出NO.５）

◎年間売上高を確認するため、次のとおり作成してください。

令和3年度～令和7年度の年間売上高（千円）をそれぞれ、下水道関係（日本下水道事業団を含む）とその他（国、地方公共団体、公益法人関係）に分けて別表－２に記入する。

(8) 経営内容等（見出NO.６）

◎経営事項審査による企業の総合力を確認するため、次のとおり作成してください。

建設業法第27条の23項の規定に基づく、受付時における直近の経営事項審査の結果通知書の写しを添付する。

なお、経営事項審査の結果通知書の写しを添付できない場合は、協議により経営事項審査内容が確認できる資料を添付する。

(9) 申請種目の製作工場等概要（見出NO.７）

◎製品製作手段（社内製作または協力工場依頼）の確認、並びに検査設備が満足しているかを確認するため、次のとおり作成してください。

ア　製作工場名

イ　所在地

ウ　申請種目の過去年間最大生産数(能力)

エ　工場内配置（申請種目製作場の明示)

オ　申請種目の主な製造設備リスト

カ　検査設備リスト(測定機器等を含む)

キ　設計・製造・検査等各工程がわかるフロー

設計・製造・検査等各工程における協力工場へ依頼の有無の明示（有の場合は チ、ツ を作成)

◎設計・製作能力、品質管理能力、製品開発能力等の技術力の確認のため、次のとおり作成してください。特に、品質管理能力の確認としては、中立的に社内検査基準を遵守できる検査体制が構築されているかの指標として、機器製作部署から独立しているかを確認します。

ク　組織図(再掲)による設計担当部署・製作担当部署・品質管理(検査)担当部署、並びに申請種目及び関連機器の製品開発担当部署の明示

ケ　クに示す、各部署担当者の人数の明示

コ　クに示す、各部署担当者の経歴（氏名、所属、勤続年数資格等）のリスト

◎設計・品質管理の内容を確認するため、次のとおり作成してください。

サ　申請種目の社内設計基準(準用基準であれば当該の基準)

シ　申請種目機器の設計における留意点(次の項目の配慮があれば具体的に示す。)

- 準拠規格
- 設置(使用)環境
- 安全性
- 汎用性

・ 省エネルギー・リサイクル等への考慮
・ 耐環境性(下水道施設における悪環境への設置時の配慮)
・ その他、上記項目以外の留意点

ス　社内品質管理基準・各検査(材料・製作工程内・完成)の実施段階及びその内容
(社内で規定している品質管理基準を示すとともに、製作工程上、実施している各段階の検査項目、時期、内容を示す。)
段階例
・ 材料検査
・ 製作中間検査（切断、溶接、加工、組立、塗装等）
・ 工場完成検査
・ 保管

セ　会社として省エネルギー・リサイクルへの取組がわかる書類

ソ　社内の品質管理体制が分かる書類（品質管理責任者が専任されてる場合は、品質管理責任者を記載）

◎申請種目に係るISO取得状況を確認するため、次のとおり作成してください。

タ　ISO9001(品質システム)、ISO14001(環境マネジメントシステム)等を取得している場合は、取得登録証・付帯書の写しを提出する。なお、申請種目に係る記載(品目等や当該の製作工場)が確認できること。

◎自社製作及び外注の範囲、協力会社との技術的関係を確認するため、次のとおり作成してください。

チ　製作工程に協力会社がある場合は、協力会社名、業務範囲とその理由、協力会社との契約書等の写し

ツ　機器製作の一部を協力工場に依頼しているが、品質管理面で関与していることが分かる書類

(10) 申請種目、その他関連機器に関係する技術資料（見出NO.8）
投稿論文、報告書、技術資料（下水道新技術推進機構等の評価、特許並びに実用新案、新技術等）
その他資料（運転操作性、汎用性、安全性、省エネルギー、環境対策等）
（最近の5年間程度）

5　注意事項

(1)　選定された製作企業が下記の何れかに該当する場合は、選定を取り消します。

ア　選定時の申請に、虚偽が判明した場合

イ　本市の仕様を満足する主要機器の製作ができないことが判明した場合

ウ　納入された主要機器が本市の仕様を満足せず、改善されない場合

エ　納入された主要機器に重大な欠陥が判明し、改善されない場合

上記事項が判明した場合、直ちに選定を取り消します。また、アに該当するときは、その企業が主要機器の製作会社に選定されている場合は、すべての製品の選定について取り消すとともに、翌年度の新規申請も受け付けません。ウ，エに該当するときは、原因を解明し改善されるまで選定を取り消します。

(2)　アフターサービス体制に関する書類（緊急対応体制表等）については、製作企業として登録後、本市が委託する維持管理包括委託受注者とも共有します。

(3)　提出された申請書類は、返却しません。

(4)　選定された後に、企業合併(分社)・名称変更・生産中止等により登録の内容に修正が生じる場合は、速やかに書面で申出て下さい。

(5)　主要機器においては、選定された企業も令和9年度（令和10年度～令和14年度適用分）に一斉申請を受け、再審査する予定です。

6　審査方法

審査は納入実績及び経営状況審査、品質管理及びアフターサービス審査とし、納入実績及び経営状況審査に60点、品質管理及びアフターサービス審査に40点を配分し、得点が合計50点以上の企業を選定します。ただし、納入実績及び経営状況審査、品質管理及びアフターサービス審査とも、それぞれ40%以上の得点を得ることを選定条件とします。

(1) 納入実績及び経営状況審査

納入実績及び経営状況審査の項目は、売上高、自己資本・職員数、経営状況、技術力、労働福祉・安全について、得点化します。

ア　売上高評点

国、地方公共団体及びその他公益法人の納入実績を、申請主要機器の過去５年間の年間平均売上高に一定の比率を乗じて得た金額を「経審の許可を受けた建設業にかかる建設工事の種類別年間平均完成工事高」と見なし算出します。

イ　自己資本額及び利益額評点、経営状況評点、元請完成工事高及び技術職員数評点、その他の審査項目（社会性等）評点は経審の適応する数値を採用し算出します。

ウ　ア及びイそれぞれの評点に評点割合を乗じ、その合計値を各企業の経審総合数値とします。

エ　経審総合数値上限値の決定

主要機器の種類ごとに、経審総合数値の上位から選定希望企業の30%（小数点1位を四捨五入し、整数とする。ただし最低2社とする。）の企業の経審総合数値を平均した数値を50で除し、小数点第1位で四捨五入した数値に50を乗じて得た数値を上限数値とする。

オ　各企業の経審総合数値から納入実績及び経営状況審査の得点換算

$$S = 60 \times \frac{P - (\text{経審総合数値下限値})}{P_0 - (\text{経審総合数値下限値})}$$

S　　：納入実績及び経営状況審査の得点
（小数点第1位を四捨五入する。また、S＞60の場合はS＝60とする。）

P　　：各企業の経審総合数値

P_0　：経審総合数値上限値

カ　得点は、整数とし小数点第1位を四捨五入する。

(2) 品質管理及びアフターサービス審査

品質管理及びアフターサービス審査の項目は、納入実績規模、品質管理、技術能力、アフターサービス体制について、得点化します。

ア　評定にあたり数値的判断を行う基準値は、主要機器の種類ごとに、経審総合数値の上位から選定希望企業の30%（小数点1位を四捨五入し、整数とする。ただし最低2社とする。）の企業のそれぞれ対応する項目の平均値（以降、基準値という。）とします。

イ　納入実績規模評点

国、地方公共団体及びその他公益法人の納入実績について、申請主要機器の過去１０年間の納入台数を、基準値から換算し評点とします。

ウ　品質管理評点

検査人員数を、基準値から換算し評点とします。

また、評価項目に該当する品質管理・検査体制等について評価し、評点とします。

エ　技術能力評点

設計、製作、開発担当の人員数を、基準値から換算し評点とします。

また、評価項目に該当する技術開発体制等について評価し、評点とします。

オ　アフターサービス体制評点

アフターサービス人員数を、基準値から換算し評点とします。

また、アフターサービス拠点、機材調達拠点の所在地に応じて評価し、評点とします。

カ　ア～オのそれぞれの評点に評価割合を乗じ、その合計値を得点とします。

キ　得点は、整数とし小数点第1位を四捨五入します。

別紙－１

令和　　年　　月　　日

大阪市建設局長　様

申請者　住　　所
企　業　名
代表者氏名

下水道用機械・電気設備主要機器製作企業選定申請書

標題について、下記種目の製作企業選定を希望しますので必要書類を添えて申請します。

記

１主要機器の種目

２担当者連絡先

所属部署：
担当者氏名：
電話番号：
ＦＡＸ：
メールアドレス：

別表－１

申請種目の主な納入実績　（主要機器）

年度	機器名称	金額(千円)	形状・寸法・材質等	数量	発注者	納入先	納入年月	元請/下請の区分	摘要
平成２７年度									
平成２８年度									
平成２９年度									
平成３０年度									
令和元年度									
令和２年度									
令和３年度									
令和４年度									
令和５年度									
令和６年度									

別表－２

申請種目の年間納入高

（主 要 機 器）

年　　度	年間納入高　（千円）	内　　訳　　（千　円）		摘　　要
		下　水　道　関　係 （日本下水道事業団含む）	そ　　の　　他 （国、地方公共団体、公益法人関係）	
令和３年度				
令和４年度				
令和５年度				
令和６年度				
令和７年度				
5年間の平均				

主要機器申請書類チェックリスト

別紙―2 (1/2)

No.	審査内容		提出書類	評価内容	提出有無	添付箇所
1	資格要件		申請種目の納入実績（平成27年度～令和6年度）	平成27年度～令和6年度に納入実績があり、2年以上稼働実績があることを確認		
2			会社概要	品質管理体制が設計・製作部門から独立していることと機器の機能・性能確認検査が日本国内で行えることを確認		
3			・アフターサービス体制（技術者の拠点・人数・経歴、緊急対応体制表（担当者・連絡先） ・部品及び材料の調達基地（工場、倉庫）所在地・担当者等） ・故障、事故等の緊急時に対して、24時間以内の対応方法を記載する。	・申請機器の故障、事故等に対して、緊急に修理できるアフターサービス体制が有していることを確認		
4	納入実績及び経営状況審査		申請種目の年間売上高（令和3年度～令和7年度）	経審総合数値を評価 （過去5年間の年間平均売上高に一定の比率を乗じて得た金額を「経審の許可を受けた建設業にかかる建設工事の種類別年間平均完成工事高」とみなし算出）		
5			受付時における直近の経営事項審査の結果通知書の写し			
6			経営事項審査の内容が確認できる書類（上記のNo.5の書類が提出ができない場合）			
7	品質管理及びアフターサービス審査	納入実績規模	No.1と同一書類	納入実績規模を評価		
8		品質管理	組織図（設計担当部署・製作担当部署・品質管理(検査)担当部署、製品開発担当部署の担当者の人数、経歴がわかる書類）	検査人員数を評価		
9			製品製作手段（製作工場名および所在地、工場内配置（申請種目製作場の明示））	機器に対する設計・製造並びに検査等の一連をすべて自社を評価		
10			設計・製造・検査等各工程がわかるフロー			
11			協力会社名、業務範囲とその理由がわかる書類（協力会社への依頼がある場合）	機器製作の一部を協力工場に依頼しているが、品質管理面（検査）で関与している点を評価		
12			協力会社との契約書等の写し（協力会社への依頼がある場合）			
13			品質管理面で関与していることが分かる書類（協力会社への依頼がある場合）			
14			検査設備リスト(測定機器等を含む)	検査する設備が備わっている点を評価		
15			No.10と同一書類	機器製作に対し、各工程ごとの中間検査を行っている点を評価		
16			No.8と同一書類	検査体制が、機器製作部門から独立している点を評価		
17			社内品質管理基準・各検査(材料・製作工程内・完成)の実施段階及びその内容がわかる書類	検査や品質管理の要領書が整備されている点を評価		
18			品質管理体制図	品質管理の責任者が専任されている点を評価		
19			ISO9001(品質システム)の取得登録証・付帯書の写し	申請種目に対する ISO9001(品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ)を取得している点を評価		
20			ISO14001(環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ)の取得登録証・付帯書の写し	申請種目に対する ISO14001(環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ)を取得している点を評価		
21		技術能力	No.8と同一書類	技術者（検査人員除く）の人数を評価		
22			No.1と同一書類	納入実績の年数を評価		
23			申請種目の社内設計基準(準用基準であれば当該の基準)	社内で設計基準を定めている		
24			No.8と同一書類	組織表に技術開発担当者が配置されている点を評価		
25			申請種目機器の設計における留意点がわかる書類	腐食性又は安全性を考慮した技術開発がされている点を評価		
26			No.8と同一書類	設計又は開発担当部署に勤続年数10年以上の技術者が配置されている。		
27			会社として省エネルギー・リサイクルへの取組がわかる書類	会社として省エネルギー・リサイクルへの取組、考慮がある点を評価		

No.	審査内容		提出書類	評価内容	提出有無	添付箇所
28			技術雑誌等への投稿論文・技術報告書又は下水道展等への出展がわかる書類	申請種目又は関連する機器に関して、技術雑誌等への投稿論文・技術報告書又は下水道展等への出展がある点を評価		
29			申請種目での特許又は実用新案のコピー	申請種目での特許又は実用新案がある点を評価		
30			下水道新技術推進機構等の評価書のコピー	下水道新技術推進機構等公共機関の評価の証明がある点を評価		
31		アフターサービス体制	No.3と同一書類	アフターサービスの常駐場所が近隣であるかを評価		
32			No.3と同一書類	アフターサービスの人数を評価		
33			No.3と同一書類	機器及び材料調達の場所が近隣であるかを評価		